

「歩きたばこ」「ポイ捨て」に関するアンケート (概 要 版)

「歩きたばこ」「ポイ捨て」に関するアンケート

ト概要版は、令和6年8月に実施した「「歩きたばこ」「ポイ捨て」に関するアンケート」を要約したもので、広く区民の方にその内容を知っていただくために作成した。

この調査は、区民がたばこルール等に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、たばこマナーの向上を目指していくうえでの基礎資料とするために実施した。

調査の概要

調査対象	満18歳以上の世田谷区内在住者
対象数	5,000人
抽出方法	住民情報システムの住民記録データを抽出フレームとした無作為抽出法
調査方法	郵送配布・回収またはインターネットによる回答
調査期間	令和6年8月19日(月) ～令和6年9月2日(月)
有効回収数	2,144人
有効回収率	42.8%

(令和6年8月実施)

回答者の属性

- 喫煙の有無
- 居住地域における「たばこマナー」の満足度
- 居住地域における「たばこマナー」の満足している点
- 居住地域における「たばこマナー」への満足していない点
- 居住地域における「望まない受動喫煙」にあった回数
- 居住地域における「望まない受動喫煙」にあった時間帯
- 居住地域における「望まない受動喫煙」にあった場面
- 区内の喫煙環境の整備について(喫煙される方)
- 区内の喫煙環境が整備されていないと思う理由(喫煙される方)
- 普段喫煙している場所(喫煙される方)
- 「世田谷区たばこルール」の内容に対する認知度
- 「世田谷区たばこルール」の順守について(喫煙される方)
- 「世田谷区たばこルール」を守ることが難しい理由(喫煙される方)
- 「世田谷区たばこルール」に対する取組みの認知度
- どのようにすれば「たばこマナー」がよくなると思うか
- 環境美化指導員への認知度
- たばこマナーのさらなる向上について
- 「たばこのマナー」についての意見、要望など

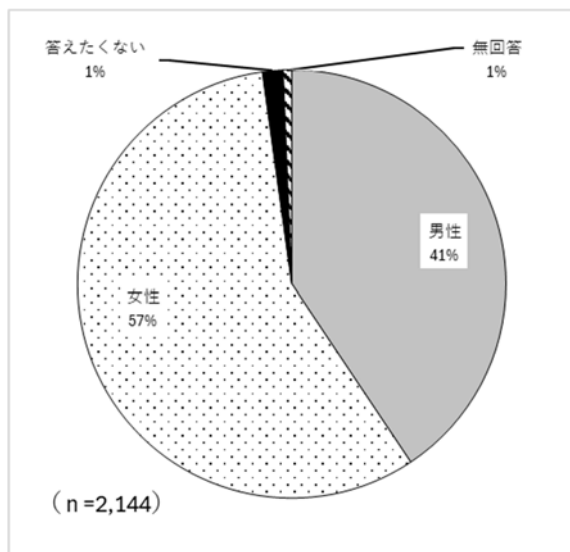
世田谷区

グラフの見方

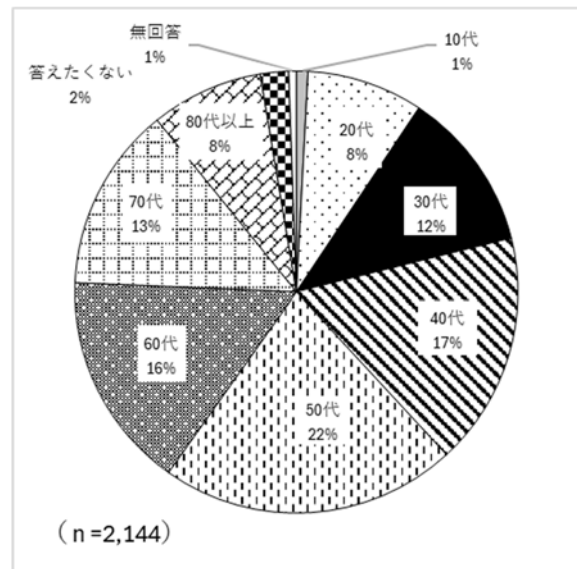
1. (複数回答)と記述されたもの以外は、選択肢を1つだけ選ぶ設問です。
2. 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないものがあります。
3. 複数回答の設問については、合計が 100.0%を超えることがあります。
4. グラフ中の n は、設問の回答者数を表します。

標本構成

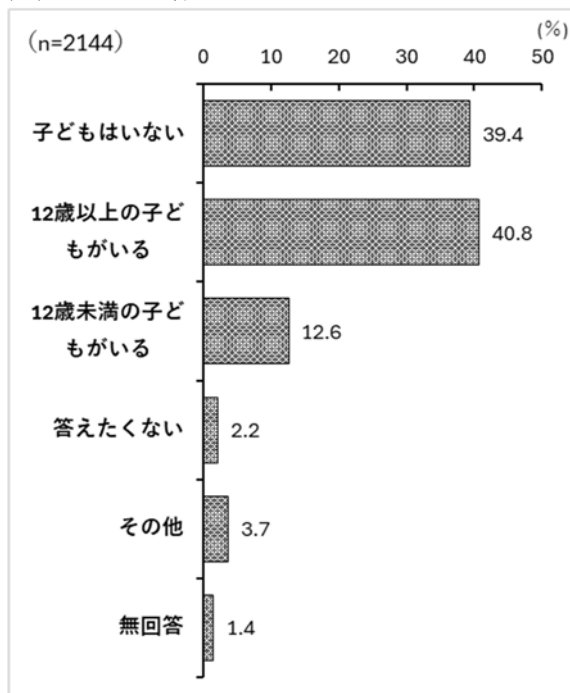
(1) 性別



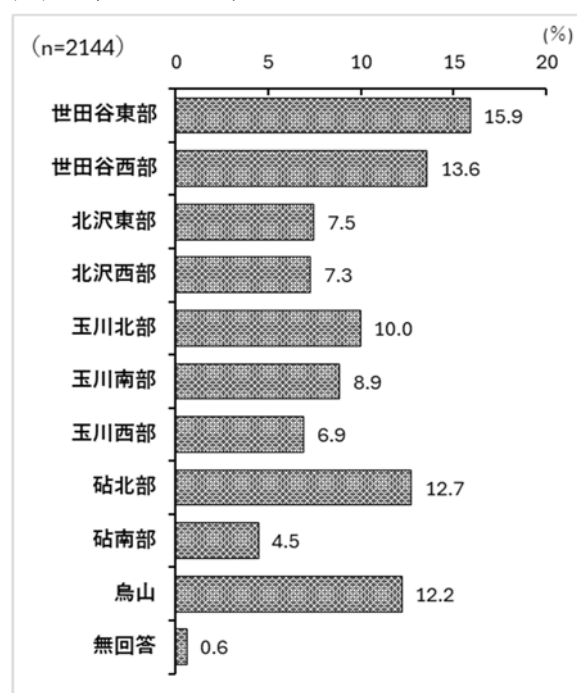
(2) 年齢



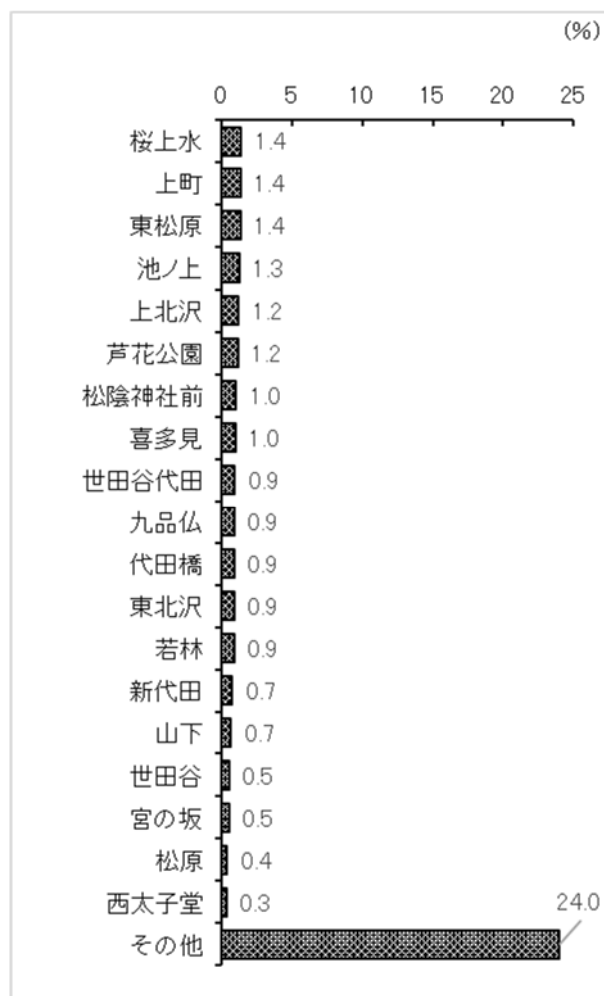
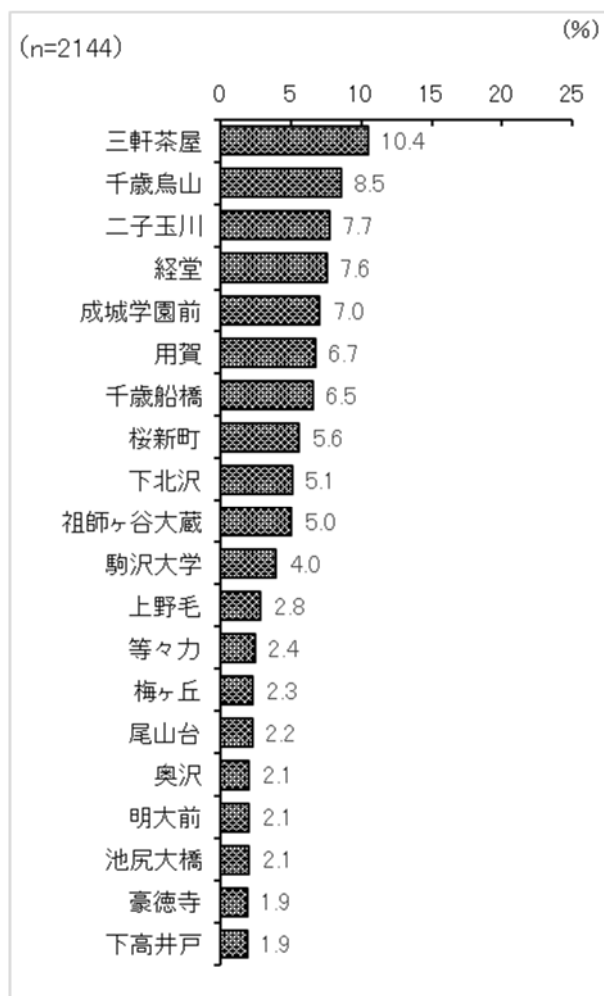
(3) 子どもの有無



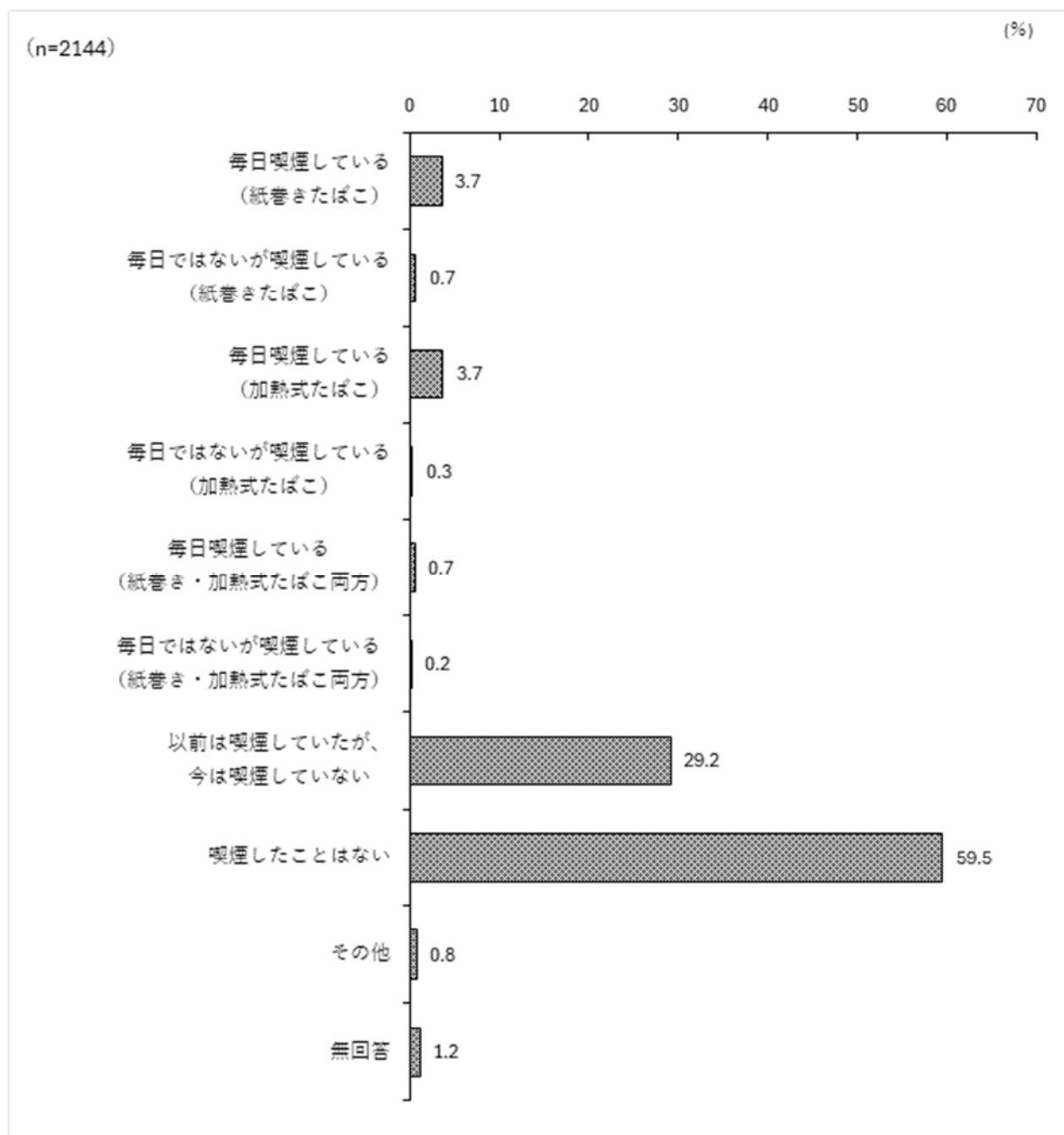
(4) お住まいの地域



(5) 普段利用する鉄道駅



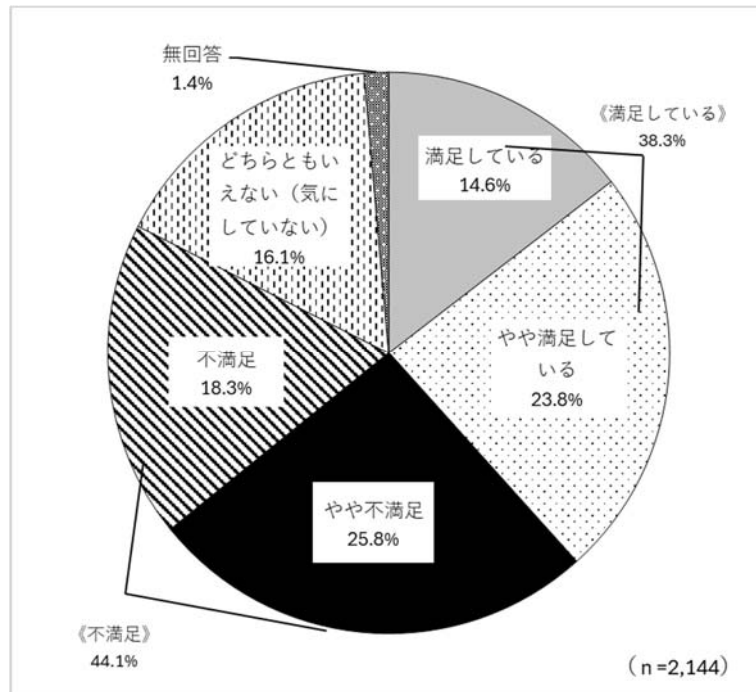
(6) 喫煙の有無



調査結果

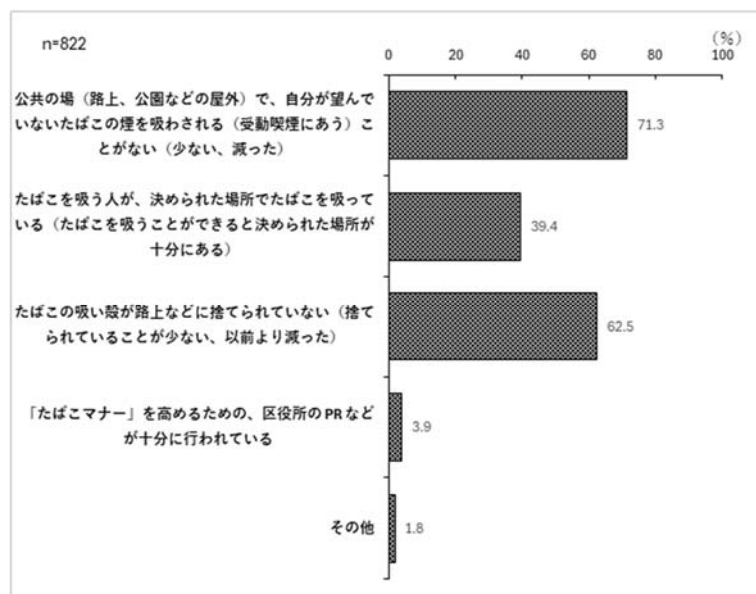
1. お住いの地域の「たばこマナー」について

1.1. 居住地域における「たばこマナー」の満足度



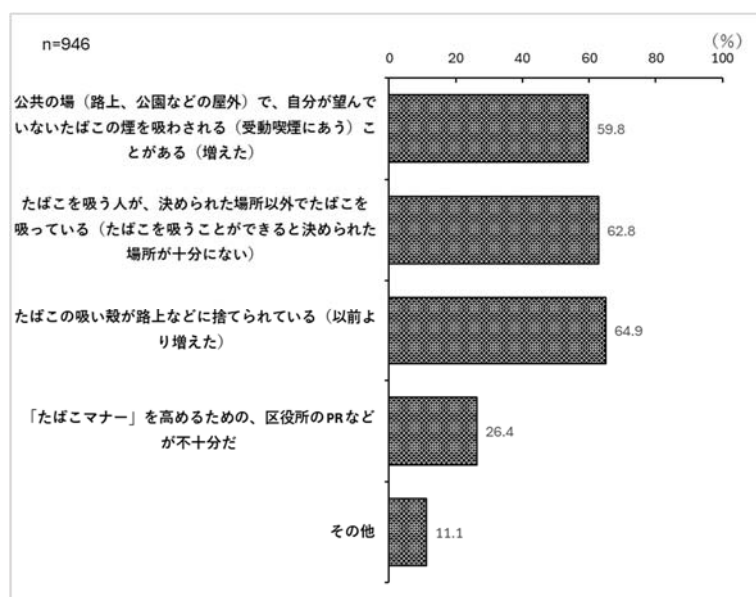
居住地域におけるたばこマナーの満足度を聞いたところ、「満足している」(14.6%)と「やや満足している」(23.8%)を合わせた《満足している》(38.3%)が4割、「不満足」(18.3%)と「やや不満足」(25.8%)を合わせた《不満足》(44.1%)は4割半ばとなっている。

1.2. 居住地域における「たばこマナー」の満足している点(複数回答)



居住地域におけるたばこマナーの満足している点を聞いたところ、「公共の場(路上、公園などの屋外)で、自分が望んでいないたばこの煙を吸わされる(受動喫煙にあう)ことがない(少ない、減った)」(71.3%)が7割、「たばこの吸い殻が路上などに捨てられていない(捨てられていることが少ない、以前より減った)」(62.5%)は6割となっている。

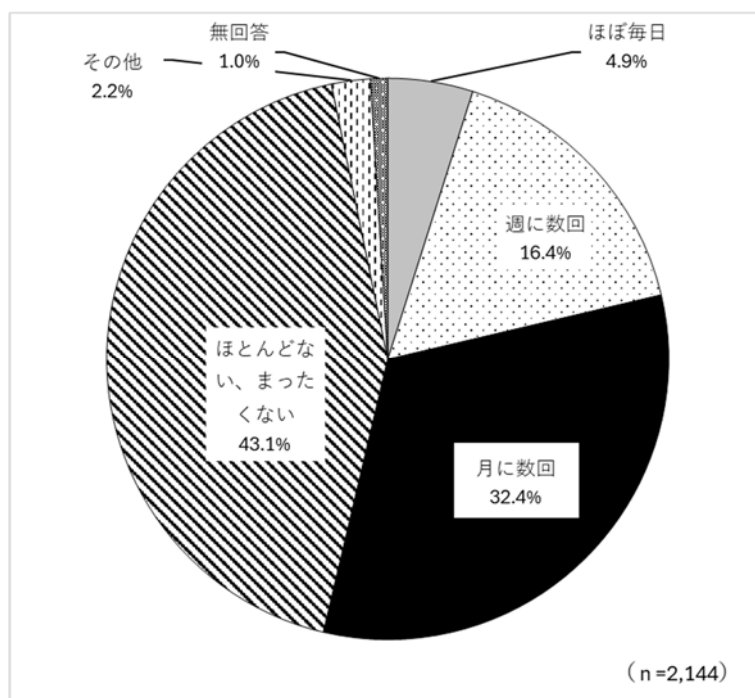
1.3. 居住地域における「たばこマナー」への満足していない点(複数回答)



居住地域におけるたばこマナーの満足していない点を聞いたところ、「たばこの吸い殻が路上などに捨てられている（以前より増えた）」（64.9%）が6割半ば、「たばこを吸う人が、決められた場所以外でたばこを吸っている（たばこを吸うことができると決められた場所が十分でない）」（62.8%）と「公共の場（路上、公園などの屋外）で、自分が望んでいないたばこの煙を吸わされる（受動喫煙にあう）ことがある（増えた）」（59.8%）は共に6割となっている。

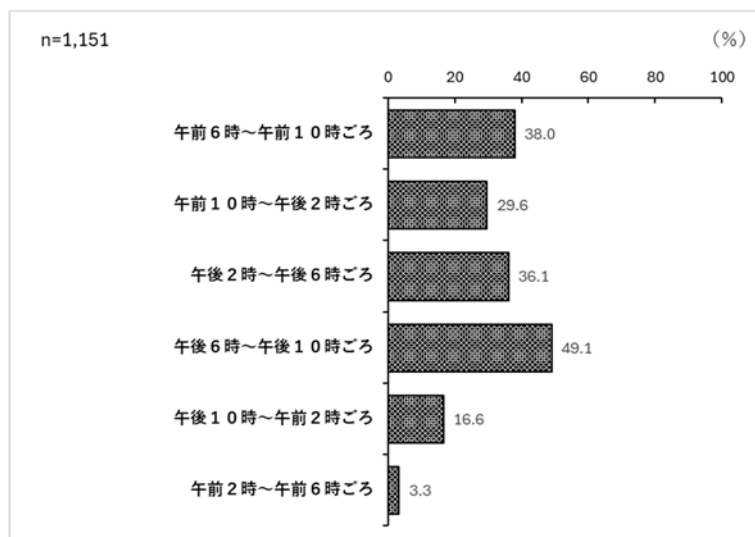
2. 自分が吸いたくないのに身の回りのたばこの煙を吸わされること(「望まない受動喫煙」)について

2.1. 居住地域における「望まない受動喫煙」にあった回数



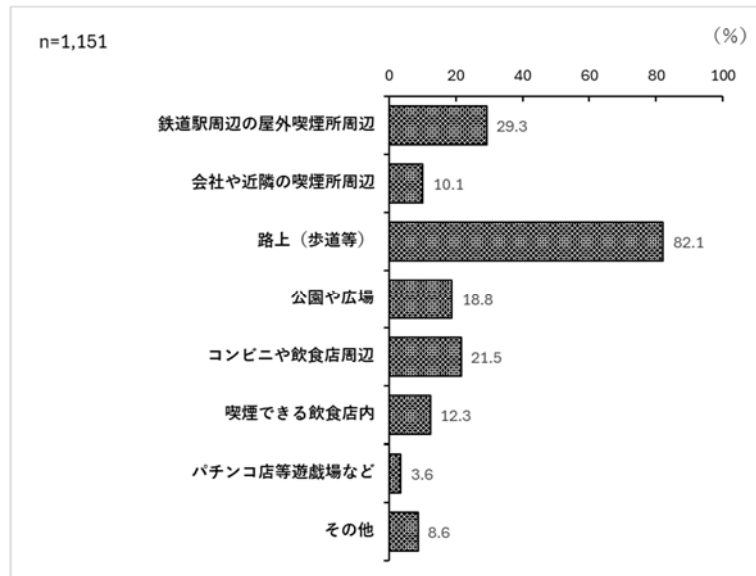
居住地域における望まない受動喫煙にあった回数を聞いたところ、「ほとんどない、まったくない」(43.1%) が4割、「月に数回」(32.4%) は3割、「週に数回」(16.4%) は1割半ばとなっている。

2.2. 居住地域における「望まない受動喫煙」にあった時間帯(複数回答)



居住地域における望まない受動喫煙にあった時間帯を聞いたところ、「午後6時～午後10時ごろ」(49.1%) が5割、「午前6時～午前10時ごろ」(38.0%) は4割、「午後2時～午後6時ごろ」(36.1%) は3割半ばとなっている。

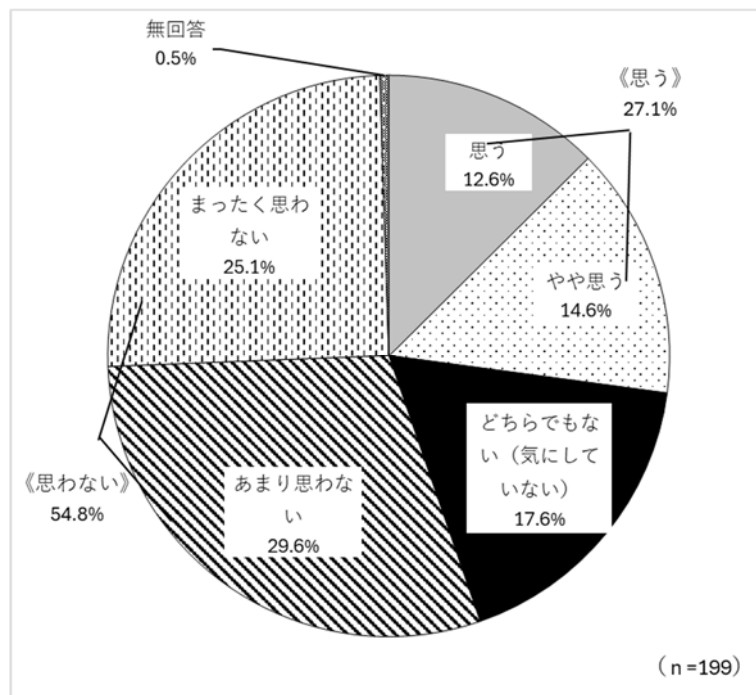
2.3. 居住地域における「望まない受動喫煙」にあった場面(複数回答)



居住地域における望まない受動喫煙にあった場面を聞いたところ、「路上(歩道等)」(82.1%)が8割、「鉄道駅周辺の屋外喫煙所周辺」(29.3%)は3割、「コンビニや飲食店周辺」(21.5%)と「公園や広場」(18.8%)は2割となっている。

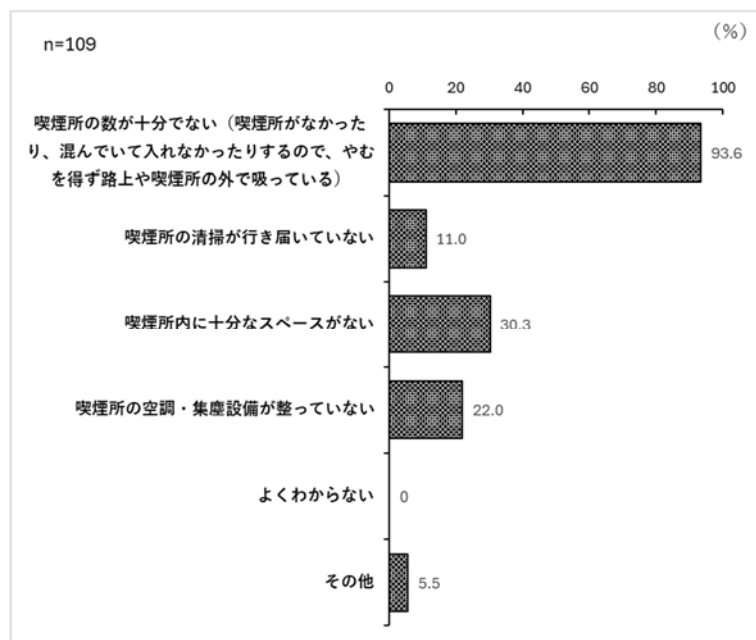
3. たばこを吸う環境(喫煙環境)について

3.1. 区内の喫煙環境の整備について(喫煙される方)



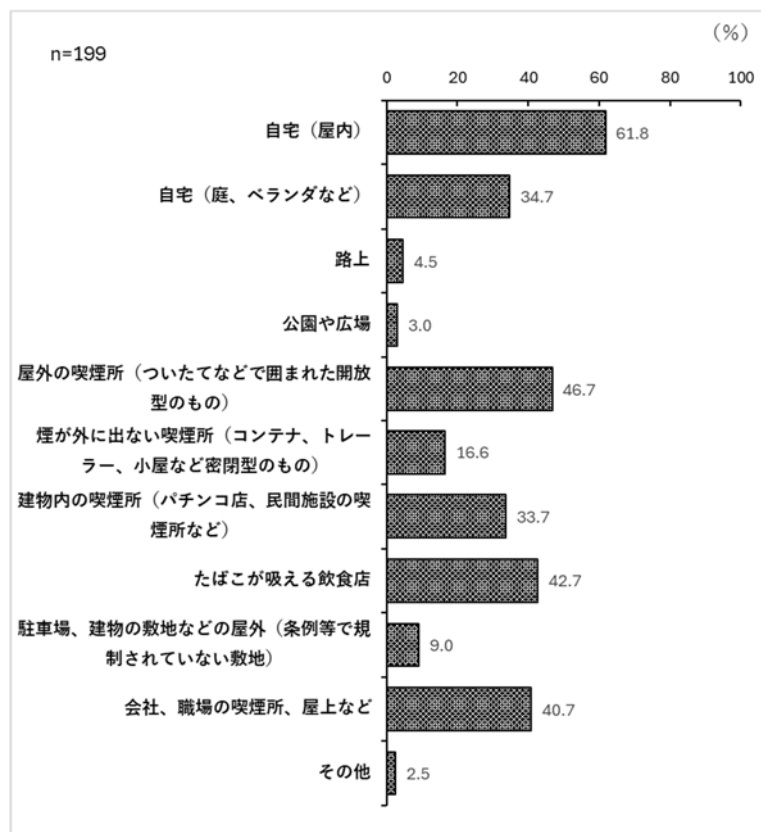
喫煙される方に区内の喫煙環境の整備について聞いたところ、「思う」(12.6%)と「やや思う」(14.6%)を合わせた《思う》(27.1%)が3割、「あまり思わない」(29.6%)と「まったく思わない」(25.1%)を合わせた《思わない》(54.8%)は5割半ばとなっている。

3.2. 区内の喫煙環境が整備されてないと思う理由(喫煙される方)(複数回答)



喫煙される方に区内の喫煙環境が整備されてないと思う理由を聞いたところ、「喫煙所数が十分でない(喫煙所がなかったり、混んでいて入れなかったりするので、やむを得ず路上や喫煙所の外で吸っている)」(93.6%)が9割、「喫煙所内に十分なスペースがない」(30.3%)が3割、「喫煙所の空調・集塵設備が整っていない」(22.0%)が2割となっている。

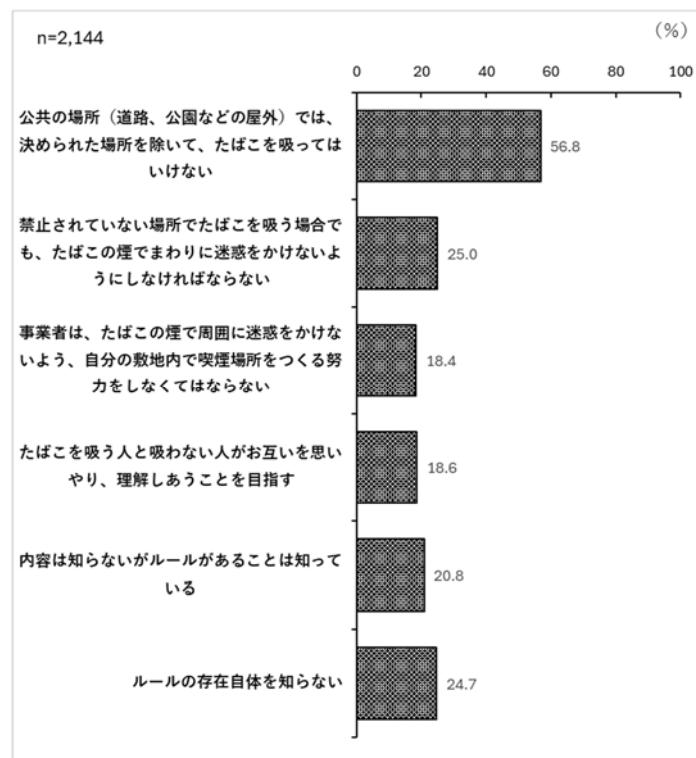
3.3. 普段喫煙している場所(喫煙される方)(複数回答)



喫煙される方に普段喫煙している場所を聞いたところ、「自宅（屋内）」（61.8%）が6割、「屋外の喫煙所（ついたてなどで囲まれた開放型のもの）」（46.7%）が4割半ば、「たばこが吸える飲食店」（42.7%）と「会社、職場の喫煙所、屋上など」（40.7%）が4割となっている。

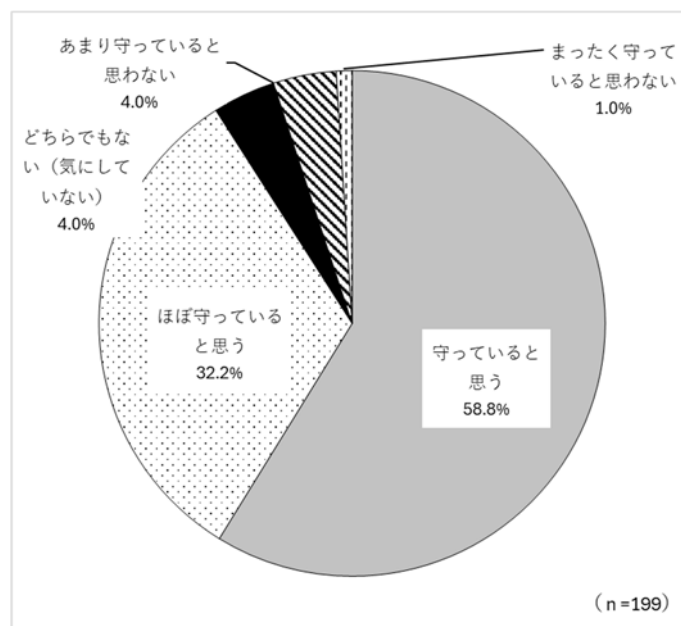
4. 「世田谷区たばこルール」と区役所の取組みについて

4.1. 「世田谷区たばこルール」の内容に対する認知度(複数回答)



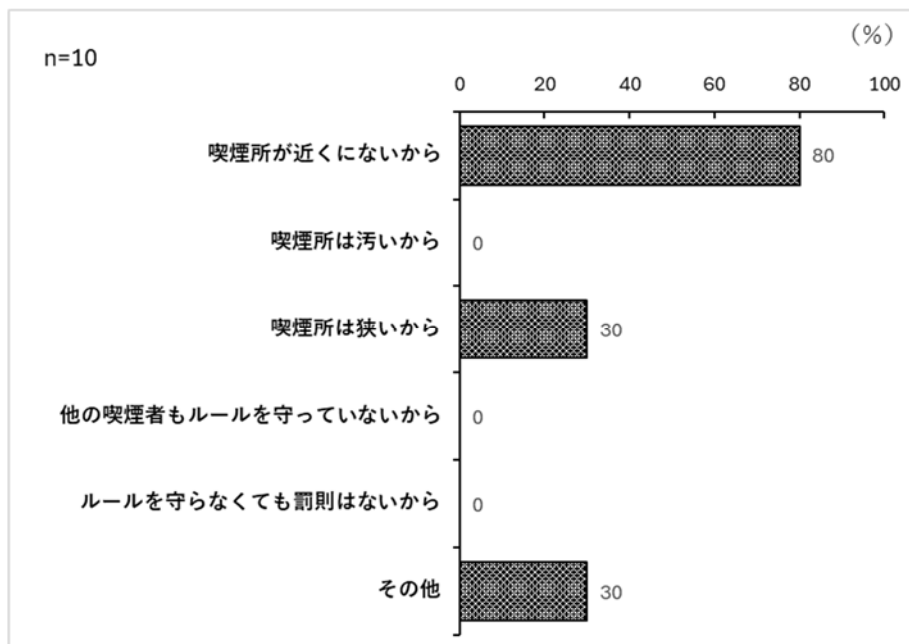
世田谷区たばこルールの内容に対する認知度を聞いたところ、「公共の場所（道路、公園などの屋外）では、決められた場所を除いて、たばこを吸ってはいけない」（56.8%）が6割、「禁止されていない場所でたばこを吸う場合でも、たばこの煙でまわりに迷惑をかけないようにしなければならない」（25.0%）と「ルールの存在自体を知らない」（24.7%）が2割半ばとなっている。

4.2. 「世田谷区たばこルール」の順守について(喫煙される方)



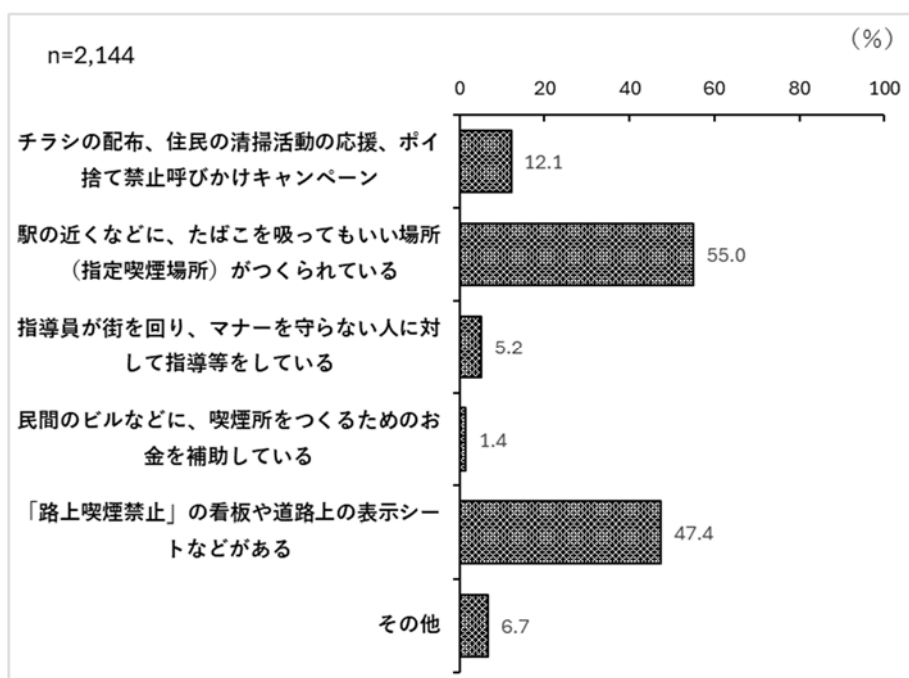
喫煙される方に世田谷区たばこルール順守について聞いたところ、「守っていると思う」（58.8%）が6割、「ほぼ守っていると思う」（32.2%）が3割となっている。

4.3. 「世田谷区たばこルール」を守ることが難しい理由(喫煙される方)(複数回答)



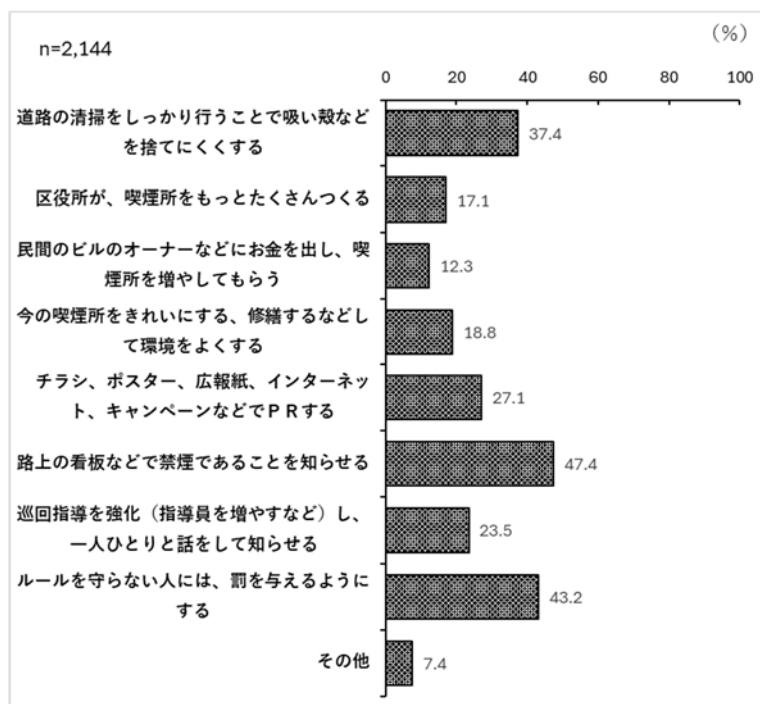
喫煙される方に世田谷区たばこルールを守ることが難しい理由を聞いたところ、「喫煙所が近くにないから」(80.0%) が8割、「喫煙所は狭いから」(30.0%) と「その他」(30.0%) が3割となっている。

4.4. 「世田谷区たばこルール」に対する取組みの認知度(複数回答)



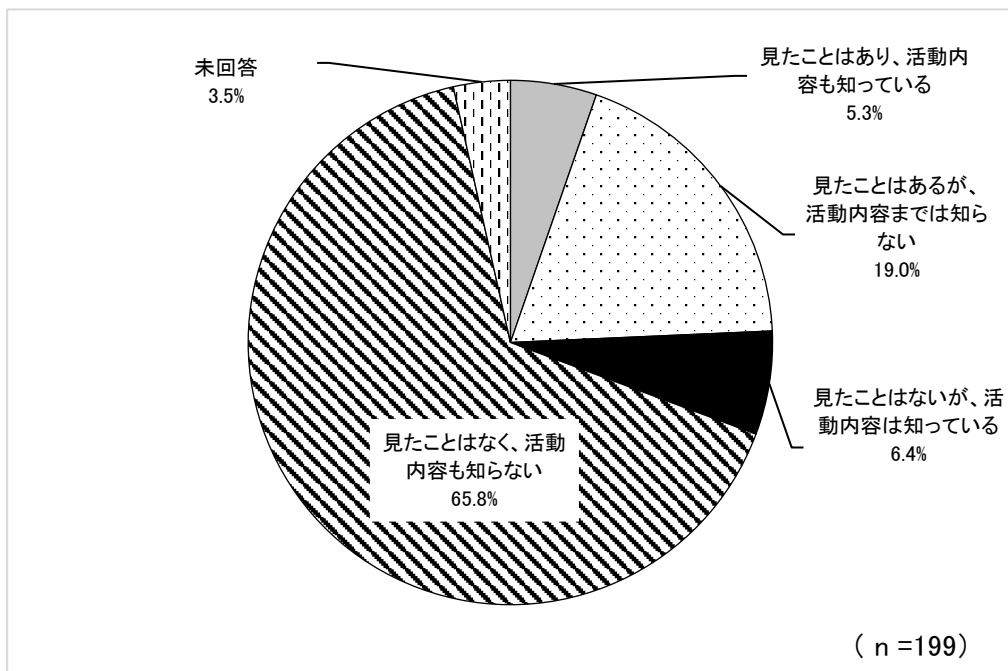
世田谷区たばこルールに対する取組みの認知度を聞いたところ、「駅の近くなどに、たばこを吸ってもいい場所(指定喫煙場所)がつくられている」(55.0%) が5割半ば、「路上喫煙禁止」の看板や道路上の表示シートなどがある」(47.4%) が5割となっている。

4.5. どのようにすれば「たばこマナー」がよくなると思うか(複数回答)



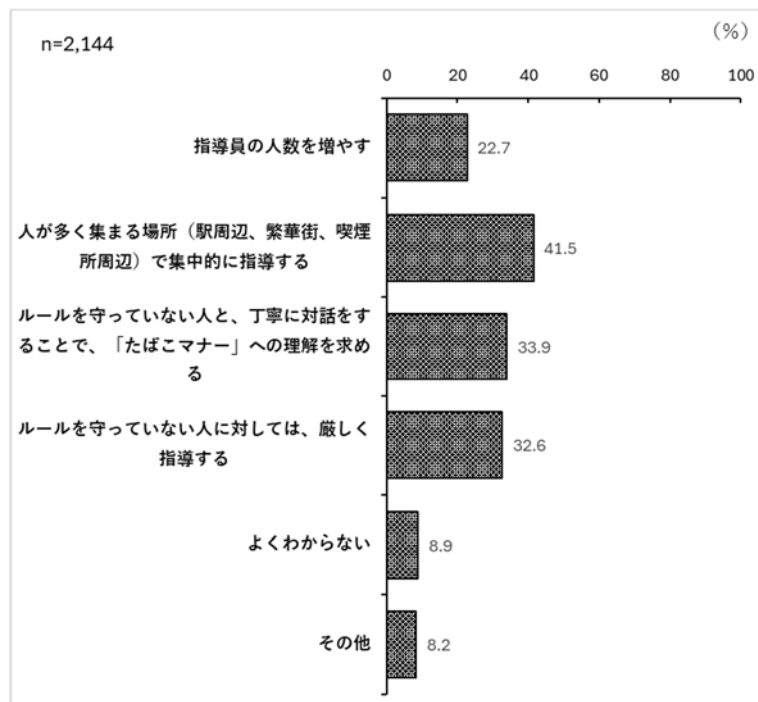
どのようにすればたばこマナーがよくなると思うかを聞いたところ、「路上の看板などで禁煙であることを知らせる」(47.4%)が4割半ば、「ルールを守らない人には、罰を与えるようにする」(43.2%)と「道路の清掃をしっかり行うことで吸い殻などを捨てにくくする」(37.4%)が4割となっている。

4.6. 環境美化指導員への認知度



環境美化指導員への認知度を聞いたところ、「見たことはなく、活動内容も知らない」(65.8%)が6割半ば、「見たことはあるが、活動内容までは知らない」(19.0%)が2割となっている。

4.7. たばこマナーのさらなる向上について(複数回答)



たばこマナーのさらなる向上について聞いたところ、「人が多く集まる場所（駅周辺、繁華街、喫煙所周辺）で集中的に指導する」（41.5%）が4割、「ルールを守っていない人と、丁寧に対話することで、「たばこマナー」への理解を求める」（33.9%）と「ルールを守っていない人に対しては、厳しく指導する」（32.6%）が3割となっている。

「歩きたばこ」「ポイ捨て」に関するアンケート (概 要 版)

発 行 世田谷区 環境政策部 環境保全課
世田谷区玉川 1-20-1 世田谷区役所二子玉川分庁舎 B 棟 3 階
電話：03（6432）7137
ファクシミリ：03（6432）7981

実 施 東京都ビジネスサービス株式会社
東京都江東区青海 2-4-32 タイム 24 ビル
電話：03（6426）0481
ファクシミリ：03（6426）0494